

個人情報保護制度

個人情報保護制度は、市が保有する個人情報の適正な管理やルールを定めるとともに、市が保有する個人情報に対する本人の開示請求などの権利を明らかにし、個人の権利利益などを保護するための制度です。

◆保有個人情報取扱事務の状況

市が申請書や届出書などで個人情報を取り扱う場合、その目的や内容について、市長へ届出を行い、市長はそれを「個人情報保護審議会」に報告することが義務付けられています。

◆目的外利用と外部提供の状況

個人情報を収集したときの目的以外の目的でその個人情報を利用（目的外利用）したり、市以外の者に提供（外部提供）したりすることは禁止されています。

しかし、例外として、次の場合などは目的外利用および外部提供が認められています。

- 本人の同意を得たもの
- 法令に基づくもの
- 人の生命や財産などを守るために緊急かつやむを得ないもの
- 個人情報保護審議会に付議し、承認されたもの

■個人情報取扱事務届出件数内訳 (単位：件)

実施機関	届出件数	項目別件数	
		新規	変更
市長	43	新規	23
		変更	9
		廃止	11

※平成28年度は、議会、水道事業管理者、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会への個人情報取扱事務届出はありませんでした。

◆自己情報の開示請求・訂正請求・利用の中止請求に対する処理の状況

平成28年度は、自己情報の訂正請求・利用の中止請求はありませんでした。

◆不服申立ての件数と処理の状況

情報公開制度と同様に、個人情報保護制度でも、自己情報の開示請求・訂正請求・利用の中止請求に対する決定に不服があるときは、不服申立てができます。

平成28年度は、不服申立てはありませんでした。

■自己情報の開示請求件数と処理状況

(単位：件)

実施機関	請求	決定内容				取下	却下	訂正請求	利用の中止請求	不服申立て
		開示	一部開示	不開示	不存在					
市長	24	21	1	0	3	0	0	0	0	0

※1件の請求に対し、対象となる自己情報が複数となる場合があるため、請求件数と決定内容の件数の合計は異なります。

■目的外利用・外部提供の届出状況

(単位：件)

実施機関	目的外利用	外部提供
市長	0	5

※平成28年度は、議会、水道事業管理者、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会への目的外利用・外部提供の届出はありませんでした。



シリーズ 地球温暖化対策

第31回 ZEH(ゼロエネルギーハウス)って何?

いま、行動しよう!

問合せ 環境保全課環境保全係 226

クール先生 エコちゃん、ZEH(ゼッチ)って知ってる?

エコ ゼッチ…?初めて聞きました。どんな意味なんですか?

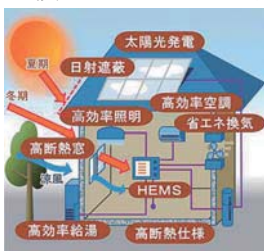
クール先生 ゼッチとは、再生可能エネルギーの活用によって創るエネルギー量と、年間で消費するエネルギー量を差し引きゼロにすることを目指した住宅のことだよ。

エコ 具体的には、どのような住宅があるんですか?

クール先生 まずは、消費するエネルギーを少なくすることだね。例えば、高断熱の建材を使うことで保温性の高い家ができれば、冷暖房などの消費エネルギーが減るよね。さらに、照明器具や給湯設備に省エネ化された設備を導入することで大幅な省エネを実現できるね。なおかつ太陽光発電などで自家発電を行えば、エネルギーの消費量を限りなくゼロにすることができるとね。

エコ すごくいい!私もゼッチの家に住んでみたい!

クール先生 ゼッチは初期投資が高くなってしまいう傾向があるんだけど、その後の経費が安くなるから長期的に考えるとお得になるという経済メリットもあるんだよ。



▲ZEHイメージ図

お財布にも地球にも優しいね!



▲クール先生



▲エコちゃん

さまざまなカタチで 市内の中小企業を応援します！

市では、市内の中小企業の皆さんの事業活動を応援しています。あらゆる課題に対応するための、さまざまな支援策を紹介します。

問合せ 産業振興課商工観光係 ☎ 659

◆経営支援

企業活動支援員の訪問相談

中小企業診断士などの資格を持つ企業活動支援員が事業所を個別訪問して、経営に関する悩みや困りごとを聞き、アドバイスや経営診断を行います。

「仕事を依頼したい」「仕事を請けたい」などの要望を受けてのビジネスマッチングや、国や都、市の助成制度・施策の紹介、財務分析や人材育成支援などを行っています。

◆ビジネスハンズオン支援

中小企業・小規模事業者が抱えるさまざまな課題を中小企業診断士・税理士・弁護士・弁理士・社会保険労務士などの専門家を派遣して支援します(年3回まで)。どんな悩みでも気軽に相談してください。

◆専門家の派遣

社会保険労務士の無料相談

労務関係の相談や就業規則などの整備について、相談を受け付けます。相談は1回あたり1時間30分まで、2回までは無料です。

◆金融支援

低金利の融資制度

運転・設備・環境配慮・開業のための資金を低金利で借りることができ、制度です。また、これらの融資を受けた既存の融資残高を一本に借り換える場合または既存の融資残高に新規融資分を上乗せして一本に借り換える場合のために、一本化資金を用意しています。市では、利子補給と東京信用保証協会の保証料の一部を助成しています。

※金融機関・信用保証協会の審査が必要です。

セーフティネット保証制度の認定

全国的に業況の悪化している業種に属する中小企業者などを支援するために国の制度です。信用保証協会の一般の保証枠と別枠で保証を受けることができます。市では、保証を受ける際に必要な認定を行っています。

東日本大震災復興緊急保証の認定

東日本大震災で直接的・間接的に被害を受け業況が悪化した中小企業者は、一般保証、セーフティネット保証とは

別枠で、新たな保証を受けることができます(平成30年3月31日まで)。

の概要・コア技術・製品をA4用紙1枚にまとめた「羽村市製造業製品・技術PRレポート」を作成しているほか、企業の概要・主要製品・保有技術などを市公式サイトに掲載し情報発信を行っています。

◆新製品・新技術開発への助成 (地域イノベーション創出事業助成制度)

市では、新製品・新技術を開発する場合に、中小企業などが連携する際の費用の3分の2(上限50万円)、公設試験研究機関に試験の実施などを依頼する際の費用の2分の1(上限5万円)、特許や商標権などを取得する際の費用の2分の1(上限10万円)を助成します。新分野進出に役立ててください。

◆販路開拓支援(中小企業販路開拓支援事業)

事業者の販路開拓を支援するために、展示会や見本市への出展費用や運搬経費などの2分の1(上限10万円)を助成します。販路拡大、新規顧客獲得のために活用してください。

◆市内企業(製造業)の情報発信

市内中小企業のPRを目的に、企業

◆ホームページ作成助成(ICT活用販路開拓事業助成制度)

販路開拓や情報発信のためにホームページの新規作成や全面リニューアル、外国語対応など大幅な変更をする場合の経費(上限10万円)を助成しています。販路開拓に活用してください。

◆人材育成支援(技術力向上及び人材育成支援助成金)

製造業者が負担した、従業員の技術力向上または人材育成のための研修費や、資格取得のための経費などの2分の1(上限20万円)を助成します。また後継者などが受講した講習会などの費用については、製造業に限らず、すべての業種の中小企業が対象となります。技術力向上、人材育成、事業活動の発展のために活用してください。